

平成17営業年度

〔 自 平成17年10月 1日
至 平成18年 3月31日 〕

第 1 期

事業計画

中日本高速道路株式会社

・ 高速道路株式会社法第 10 条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第 10 条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。今回の平成 17 営業年度の事業計画については、日本道路公団等民営化関係法施行法第 22 条に基づく経過措置として、会社が成立する 10 月 1 日以降、遅滞なく認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第 8 条第 1 項で規定されている通り、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該営業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成 17 営業年度の事業計画については、事業全体としては総額約 3,834 億円の事業費、うち道路事業に係る総額は約 3,696 億円の事業費を予定している。資金計画については、合計 2,791 億円の資金を政府からの財政投融资（政府保証債）や民間の金融機関を通じて調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約 8 億円発生する見込みである。

・事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

平成17年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、事業の進捗が進んでいるものや事業としての評価が高いもの、及び大都市圏ネットワークを形成する道路整備を重点的に実施するため、約2,792億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約2,672億円）を予定している。また、本営業年度内の供用予定道路として、近畿自動車道尾鷲勢和線（大宮大台～勢和多気）13.4kmを予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や、道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約904億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本営業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成17年度の実業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	東海北陸自動車道など計12道路526kmの新設 （このうち、近畿自動車道尾鷲勢和線（大宮大台～勢和多気）13.4kmを平成17年度供用予定） 東海北陸自動車道18kmの改築	2,792
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	中央自動車道など計17道路1,673kmの維持、修繕等	904
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		
合計A（道路事業）		3,696

なお、上記以外に道路資産賃借料2,131億円の支出が存在する。

なお、暫定協定では上記以外に約2,173億円の改築費を計上しており、今後事業の進捗が図られた場合には、事業計画を変更する可能性がある。

2 . 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成17営業年度における高速道路事業以外の関連事業については、休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、利用者への適正なサービスを実施するために必要な既存サービスエリア等の管理及び今後の事業準備を行うために、事業費約18億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、新直轄方式で建設されている高速道路についての国の委託事業や高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、約119億円の受託事業費を予定している。

なお、その他事業については、公団時代から実施しているトラックターミナル事業の他に、占用施設を活用した事業、Webサイトなどでの広告事業を新たに展開するために、49百万円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る平成17営業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	中央自動車道談合坂サービスエリアなど計162箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	18
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（1）	近畿自動車道の新設に関する受託工事、「平成17年度高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線及び第二東海自動車道横浜名古屋線並びに一般国道302号（名古屋南～高針）建設（その8）工事」に基づく受託工事ほか	119
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		
その他の事業	トラックターミナル事業1箇所（金沢）、占用施設活用事業、広告事業	0.5
合計B（道路事業以外）		138

合計（A+B）（全事業）		3,834
--------------	--	-------

1 この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金約7億円を含む。

資金計画書

平成17営業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
前期繰越金	899	899	
高速道路事業営業収入	2,807	2,807	
道路料金収入	2,807	2,807	
関連事業営業収入	155		155
S A・P A事業収入	35		35
その他の事業収入	1		1
受託事業収入	119		119
社債・借入金	2,791	2,791	
政府保証債	2,037	2,037	
政府からの無利子借入金			
機構からの無利子借入金			
自主調達資金	754	754	
その他収入			
合 計	6,652	6,497	155
支出の部			
高速道路建設費	2,792	2,792	
新設・改築費	2,672	2,672	
一般管理費	74	74	
支払利息等	46	46	
高速道路営業管理費	904	904	
修繕費	192	192	
維持管理費	335	335	
業務管理費	244	244	
その他管理費	16	16	
一般管理費	111	111	
支払利息等	6	6	
道路資産賃借料	1,776	1,776	
関連事業営業費	138		138
S A・P A事業営業費	18		18
その他の事業営業費	0		0
受託事業営業費	119		119
社債等償還金	21	14	7
次期繰越金	1,021	1,011	10
合 計	6,652	6,497	155

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

S A・P A事業営業費にはS A・P A事業建設費を含む。

次期繰越金には「道路資産賃借料」の未払金355億円を含む。

なお、暫定協定の範囲内における新設、改築費の増に伴い、資金計画書を変更する場合がある。

収支予算書

平成17年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
経常損益の部			
（営業損益の部）			
・高速道路事業営業損益			
1．営業収益	3,255	3,255	
料金収入	2,891	2,891	
道路資産完成高	364	364	
その他の売上高			
2．営業費用	3,249	3,249	
道路資産賃借料	2,029	2,029	
道路資産完成原価	364	364	
管理費用	856	856	
高速道路営業利益	6	6	
・関連事業営業損益			
1．営業収益	286		286
SA・PA事業収益	34		34
その他の事業収益	1		1
受託事業営業収益	251		251
2．営業費用	272		272
SA・PA事業営業費	20		20
その他の事業営業費	0		0
受託事業営業費	252		252
関連事業営業利益	14		14
全事業営業利益	20	6	14
（営業外損益の部）			
1．営業外収益			
2．営業外費用	7	6	2
経常利益	13	0	13
特別損益の部			
1．特別利益			
2．特別損失			
税引前当期純利益	13	0	13
法人税、住民税及び事業税	5	0	5
法人税等調整額			
当期純利益	8	0	8

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。